

競争法 コンプライアンス ガイド

2023年10月





ヴェオリアの 約束



私たちが事業を行っている
ほとんどの国では、自由競争に関する
法令を制定しています。
これらの法令は、同じ業界の
企業間で活力ある競争を促すことに
寄与しています。

ヴェオリア・グループは「エコロジカル・トランスフォーメーション（環境変革）」をそのパーパス（存在意義）としています。そしてすべてのビジネスが厳格なコンプライアンス（法令遵守）のもと、法と規制に則って実行されることを最も重要なことと考えます。

こうした法令について十分に知識がないと、ヴェオリアはもとより、関わった個人も、非常に深刻なリスクにさらされかねません。結果として、財務的だけでなく、企業イメージや評判についてもグループに損害を与えることがあります。そのために、ヴェオリアは、すべての従業員に対して、このようなリスクに警戒し、倫理ガイドに記された推奨事項に基づいて行動することを期待しています。つまり、これ

が、これらの法令を完全に行うことに加えて、法令を広めること及び法令の理解並びに系統的实施を促進させることを、私が要請する理由なのです。

特に必要なのは（それが本書の目的ですが）、従業員一人ひとりが競争法上の問題に直面する可能性のある場面を認識し、直面した場合は、直属の上司や各社の法務部に遠慮なく相談することです。

従って、ここ数年間に当社が行ってきた研修や情報共有のためのプログラムは重要な手段であり、競争法のすべての原則を守ることを徹底するために役立ちます。

競争法を遵守することで私たちはさらに強みを増し、創造性や技術力、営業力、顧客に対する柔軟性などとともに、今後も顧客の信頼を保ち続け、より有利な位置について、新たな市場獲得につなげることができるのです。

Estelle Brachlianoff, ヴェオリア最高経営責任者（CEO）

はじめに

競争法はヴェオリア が事業を行っているほとんどの国で制定されています¹。

競争法の規定は、国によって異なり、それぞれの法体系に沿って制定されていますが、目的はすべて共通で、市場において経済活動を行う者の行為や市場の構造につき、全体の利益という点で効率的な競争が存在するという状態を確保することにあります。

競争法の違反は、一般的には（特にEUや米国では）厳しく罰せられます。数多

くの罰則があり、会社・個人またはその双方に対して罰則が適用される可能性があります。会社に関しては、罰金、官公庁との契約の打ち切りや締め出し、及びとりわけ共同行為後において民事的制裁（締結した契約の無効、損害賠償、差止め命令）があり得ます。個人に関しては、刑事的な制裁（個人に対する罰金、懲役）があり得ます。刑法に関する規則は、ヴェオリアのガイド「グループの事業における犯罪リスクの管理及び最小化」に記載されています。

¹ ヴェオリアとは、ヴェオリアグループに関連するすべての法人を意味します。



競争法違反で有罪となった場合、とりわけソーシャルネットワークを通して、企業の評判やイメージが深く傷つく可能性もあります。

一般に、事業活動や行為がある国に影響を及ぼす場合は、即座にその国の競争法が適用されます。従って、多国籍企業グループに属する経営者や企業は、行動や事業を決定または実施した国の外においても、ある国の競争法への違反というリスクを冒している可能性があるのです。

競争に関するルールは、単に制限として捉えるべきではありません。それらは、我々の会社に競争機会を与え、新規市場に入ることを可能にするように適用されることもあります。

ヴェオリアは、競合会社、供給会社又は顧客の反競争的行為により又は非難により被害を受けることがあります。従って、ヴェオリアがその権利を主張できるように、そのような状況を見つける方法について知ることが重要なのです。

本書は、ヴェオリアグループによって十分に吟味されたものであり、各会社に適用されます。本書の目的は、グループの従業員が競争法の主な規定を理解することで、その違反から生ずるリスクをより特定し、不注意を防止すること、またそのための機会とすることにあります。本書は、ヴェオリアが事業を行っている各国の現行法に取って代わるものではありません。また、各国において本書に対する特段の変更がなされることがあります。



カルテル： 合意、協調的行為

一般的に、二者以上の競争者間で、明らかに競争制限を狙った、または競争制限効果をもたらす合意および協調的行為は、競争法により禁止されており、違反した場合は厳しく罰せられます。

この禁止事項の違反は、必ずしも正式な書面による契約が存在しなくとも処罰の対象となり得ます。競争当局や管轄当局は、押収した文書の分析に基づき、関与した当事者間の非公式のやりとり（電子メール、通話記録、等）及び関与した当事者間の取引の方法のみから「カルテル」の存在を推認する場合があります。

皆さん自身が直面し得る状況としては、次のような事例が挙げられます。

1.1/ 競合者間のカルテル

競合者間の、価格、価格表、リベート又はサービス（又は製品）の提供に関するその他の条件の合意は、とりわけ、競争法の重大な違反となります。

競合者がある市場（地理的な又はサービス/製品の）又はある種の顧客について分割する合意についても同様に適用されます。従って、地理的に分割すること又はある活動若しくは特定の種類の顧客の全部又は一部について、ある事業者又は別の事業者が留保する（公式の又は非公式の）合意は禁止されています。

1.2/ 談合

官あるいは民間との契約において、入札結果が発表される前に、競争者間で情報を交換することは、禁じられています。また、いかなる方法であっても、受注調整を行うことは、禁止されています。

禁止される受注調整には、様々な態様が考えられます。意図的に競争力の低い価格で応札する、あるいは明確かつ明白な理由がない場合に共同入札の手続において入札を辞退するなどです。

ある特定の入札のために、再委託の方法を採ることや、一時的に企業グループを構成することは、認められています。が、入札グループの構築や再委託の組



1.3/ 競争者間での 営業上の機密情報の交換、 特に業界団体や 協会の活動に 参加する場合

組織化は、市場分割の方法として（例えば、落札しなかった企業に入札の事項の一部を系統的に下請にだすこと）又は競合を市場から排除するために（例えば、入札に参入することを制限するグループ分けをする合意条項）使用されてはなりません。

グループ化がその市場の大多数の事業者を含み、それらが競争を制限し、市場の分割を促進させ得るときは、充分注意する必要があります。

入札のためのグループに参加する又は再委託するにあたっては、そのような方法を採用することにつき、技術的、経済的またはその他の理由（能力やリソースの補完、手段の経済性、リスク分担など）を示すことができる必要があります²。

競争者間で営業上の機密情報を交換することは、いかなる場合でも禁止されています。営業上の機密情報としては、価格、価格リスト、リベートや割引、市場占有率、製品又はサービス（又は売上）の量や金額、製品やサービス（又は売上）の見込などがあります。

機密情報の交換は、その対象が過去の実際の価格やサービス（又は売上高）に関するものである場合よりも、今後の活動に関するものである場合の方がより深刻な影響を及ぼします。

業界団体や協会の会合に参加することは、競争者が業界内の問題を話し合うために集まることから、競争法上の大きなリスクの源です。公式の会議のみならず、おそらくそれ以上に、公式の部会以外での非公式なやり取りは、リスクの発生源なのです。

² フランスの入札プロセスでは、再委託に関する情報の交換は、その目的を達成することができなかったとしても、入札期間中に宣言されなければなりません。つまり、入札グループが設立しない場合、オファアの独立性に影響を与え得る情報交換（例えば、価格に関する情報交換）がなされなかった場合で、そのような交換について委託者に通知しない場合には、関連企業は、別のオファアを提出することは許可されていません。

従って、主要な事業者が参加するような業界団体や協会の会合に参加することは出来るだけ限定しなければなりません。さらに、協会の会合の外で開催される競合会社の代表者との非公式な会合に参加することは控えなければなりません。

また、協会の会合において、企業秘密で保護される機密情報について情報交換が生じた場合は、（退出したことが周りにはっきり分かるようにして）その場から退出しなければなりません。



1.4/ 癒着及び“共通認識”

既存の又は将来の競合者間において、共通の子会社を設立するか否かを問わず、しばしば、民需の入札に応札するために、又は、新商品を開発するため若しくは新しい市場と一緒に参入するための調査のために、共通の活動を行い、共通のプロジェクトを実施することを目的とすることは、多くの場合、経済の発展及び消費者の幸福に資するものです。しかしながら、ある一定の合意又はある一定の条項が競争を阻害することがあり得ます。

競合者間の共同プロジェクトが合法かどうかは、ケース毎に競合者の市場ポジション、合意の目的及び契約条項に基づき評価することが必要です。この複雑な分析は、プロジェクトマネージャーの支援を得て、グループ法務部が行わなければなりません。

1.5/ 垂直的合意

事業者と供給業者又は顧客間（垂直的関係）の合意又は関連慣行もまた、ある一定の条件の下では競争を阻害することとなり得ます。

従って、そのような合意は、ケース毎に評価され、予め承認を得るべきです。

・独占条項

原則として、ヴェオリアがサービス提供者（あるいは物品の小売業者）に対して独占権を与えることは、禁じられています。しかしながら、競争法の適合性という問題とは関係なく、ヴェオリアでは、業者に独占権をなるべく与えないことを社内でも推奨していることを念頭に置いてください。

競争法との関係では、独占条項については、ケース毎に評価され、所定の条件（特に、業務範囲、独占の期間（それは限定されなければなりません）や両当事者の当該市場における位置づけについて）が満たされれば、有効とされます。内部重要手続13番「競争法遵守」は法務部のイントラネットから閲覧することができます。

・競争力条項、 購買に関するいわゆる 「English」条項

「English」条項は、供給業者が、競合他社よりも最も有利な条件を出すことに応じる条項です。このような条項は、（競争力のある条件の提示をすることによって）市場の透明性を高め、又は供給業者がその競合他社を追い出すことを可能とするため、カルテル又は支配的地位の濫用の指標となり得ます。

・「最優遇顧客」条項

この条項は、顧客がその供給業者に対して、供給業者が他の顧客に対して適用し得る最も有利な条件の恩恵を要求することができるというものです。

ある一定の条件の下では、このような条項は競争制限効果を有し、無効とされることがあります。



支配的地位の 濫用

2.1/ 定義

「支配的地位」の概念は、必ずしも当該企業が市場内で唯一の提供者であることを意味するのではなく、その市場内で価格をコントロールしたり、競合他社を排除したりする力を持つ場合も指します。評価の基準は単一ではありませんが、一般的には、ある企業が一定の地域内において40%を超える製品またはサービスをコントロールするようになったら、支配的地位が存在するとみなされます。

支配的地位を持つこと自体は、その企業が「実力によって」他社を凌駕することでその地位を獲得し、維持・向上させている限りは、禁止されません。すなわち、製品やサービスの品質や経済効率性が優れている場合などです。

にもかかわらず、支配的地位を持つことは、その市場およびそれに近接する市場における公正な競争に関して、「特定の責任」を負うことにつながります。結果として、支配的な地位を持たない企業の場合には認められている慣行であっても、支配的な企業の場合には「支配的地位の濫用」にあたりとみなされて禁止されるものがあります。

市場での構成状況（寡占・複占）によっては、複数の企業が「共同の支配的地位」を持っているとされる可能性もあります。

2.2/ 濫用にあたる慣行の事例

支配的企業の場合、競争法では、過度な略奪的な価格設定、サービス（販売）の供給拒絶、サービス（販売）の抱き合わせ、供給業者や顧客への独占契約の強制、過度な優先的権利又は競合会社の提示条件に合わせることで、最優遇顧客条項（顧客がその供給業者に対して、供給業者が他の顧客に対して適用し得る最も有利な条件の恩恵を要求すること）、ロイヤリティプログラム、差別的取扱い、誹謗等は、禁止されています。



企業結合 (合併・吸収・ 合併事業等)

競争法は、市場での企業の活動だけでなく、市場構造そのものに影響を及ぼす事業についても、規制しています。これが「企業結合規制」の問題です。

「企業結合規制」の目的は、有効な競争を著しく阻害する可能性がある支配的地位を生み、又は強化する経済力の集中を制限することによって市場競争の均衡を保護することにあります。

集中規制のある多くの国々では、企業結合により所定の基準を超えると予測される場合は、その締結の前に届出を行う義務があり、違反した場合は、課徴金が科せられます。従って、いかなる場合でも、競争法法務部に相談するとともに、企業結合の管理や通知に適用されるグループの手順に従うことが必要不可欠です。この内部重要手順 12 番は、法務部のイントラネットから閲覧することができます。

国庫補助

EU では、「国庫補助」を規制する規定が設けられています。これは、政府機関、地方自治体、国家当局などが付与する補助のうち、一定の事業者を優遇することで競争が制限される、あるいは制限されるおそれがあるものすべてを対象としています。

欧州委員会のメンバーである国は、国庫補助プロジェクトについて、実施前に欧州委員会に通知しなければなりません。

「公益サービス」（またはその他全般的な経済利益をもたらすサービス）に向けた国からの補助金で、過度にわたらないものは、国庫補助とはみなされず、その金額が自由競争の枠組内で定められていれば、適正と判断されます。

また、特定の種類（環境保護や研究等向け）の補助金であれば認めるという規定もあります。

違法な援助を受け取った企業は、返還しなければなりません。そのため、細心の注意を払うとともに、各国の法務部に相談するようにしてください。

社内外の コミュニケーションの 管理

競争法を遵守することはもちろんのこと、嫌疑のかかるような不適切な行動を誰かが間違ってしまう、といったあらゆる状況を避けるため、必要な方策を取ることが不可欠です。

その意味で、社内外のコミュニケーションを厳重に管理することが必須となります。

よくある誤解ですが、口頭でのコミュニケーションは後で追跡されるものではなく、また全くの非公式な個人的メモ（文書の余白に手書きしたメモ、付箋、日記、Eメール）は、法的な効力を持つことはないと思われがちです。しかし、裁判例をみると、企業のファイルの中から発見された一見問題がないようなものが、構成要件の一部とされている事例が多くあります。この点からは、用心のため、文書に「社外秘」や「マル秘」の判をつけておくことを勧めますが、これには、調査や審判手続の際に取り上げられるのを防ぐ効果は、まずありません。

非公式な個人的なメモは、競争法の見地からは、微妙な情報について短く書かれていて、その出所（競争者ではないこと）や用途（会社の経済効率性を上げる）が明記されていない場合には、調査員が疑念を抱きがちです。従って、情報の出所（競合会社以外）の適法性及び指定された使用（企業の経済効率を改善すること）を明確に記載することが必要です。

ヴェオリアにおける競争法の遵守に関して、誤って疑念を抱かせることがないように、社外とのコミュニケーションについても、同様に慎重を期すことが必要とされます。金融市場へ向けてのコミュニケーションには、特別な注意を払わなければなりません。

また、EU 圏内では、弁護士と顧客の間で交わされた文書は、一定の範囲内ですべて機密書類とみなされますが、この保護は、社内弁護士と社内の人間との間のやり取りや第三者との間のやり取りには適用されないため、その点にも注意が必要です。





実務上の 推奨事項

競争法のルールが遵守され、会社や個人に対する罰則のリスクを避けるために：

- 競合事業者の代表者とのコンタクトを避けなければなりません。
- 会議においては、その会議（協会、組合、下請業者又はグループ合意等）の適法性を確かめなければならず、話し合いがその他の話題に移らないようにしなければなりません。
- 機微情報や機密情報をやり取りしては絶対いけません。
- 競合会社との関連があるプロジェクト（下請、グループ化、パートナーシップ）の前に、又はある特定の行為について疑問を抱いたら、事前に直属の上司およびグループの法務部に相談すること。
- 独占条項（内部重要手順13番 競争法遵守、法務部イントラネットから閲覧可能）、競業禁止条項、English条項、リベート、又は濫用となりうる条件が含まれる契約書案を法務部に提出すること。

疑念を抱かせない、または（特に調査の際）競争法の違反と見られないようにするために、社内外のコミュニケーションについて厳しく管理することを徹底してください。

買収と合併プロジェクト、売却又は合併会社の創設の場合、グループ内部重要手続12番企業結合を参照すること。それは、法務部のイントラネットで閲覧可能です。

競争法の下でヴェオリアにもたらされた機会からメリットを引き出すためには：競争法は、競合他社、顧客、提供者にもまた適用されるものであり、それは、ヴェオリアの業務を発展させ、又はとりわけ不正直な供給業者を非難する措置の決定に従って補償され、若しくは新たな市場に参入する活路を開き得るものといえます。

競争法遵守 プログラム

従業員が競争法を遵守するために、及び競争ルールに係る法的リスクを避けるために、ヴェオリアは、多くの年月をかけて、内部重要手続13番競争法遵守を策定しました。その手順では、全員、特にマネージャーの積極的関与、グループ手続及び推奨の実施、強化された法務モニタリング、及び研修の開発が必要とされています。



このプログラムには、競争法監査の組織が含まれています。かかる監査には、教育上のものですが、(i) 競争法務部及び専門の弁護士が密接に協力して行う競争法研修、及び(ii) 弁護士とある従業員との行う個人インタビューでの実際の状況が含まれます。

これらの監査の目的は、ヴェオリアが以下のことをできるようにするためです。

- このガイドのルールに従業員が遵守することを確認する。
- 本ガイドで説明されているルールに違反する可能性のある文書が会社の書類中に存在することを発見する。

このガイドに定めるルール違反の不正行為が証明された場合、内部規則によって懲戒処分となることがあります。

データの収集及び処理のルールに従って、従業員は、各国のデータ保護法によって、人事部又はデータ保護役員（DPO）にコンタクトして、監査期間中に収集された従業員に関連のあるデータへアクセス、修正、訂正する権利が付与されます。

ヴェオリア・エンバイロメントについては、以下のアドレスにコンタクトすることでアクセス権を行使することが出来ます。

access-right-group.dpo@veolia.com



